平成３０年 ９ 月 ５ 日開会

平成　　年　　月　　日閉会

宮古市議会定例会平成３０年９月定例会議議案

議　　案　　目　　次

議案番号	件　　名
認定第１号	平成２９年度宮古市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第２号	平成２９年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第３号	平成２９年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第４号	平成２９年度宮古市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第５号	平成２９年度宮古市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第６号	平成２９年度宮古市介護保険サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第７号	平成２９年度宮古市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第８号	平成２９年度宮古市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第９号	平成２９年度宮古市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第10号	平成２９年度宮古市魚市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第11号	平成２９年度宮古市墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第12号	平成２９年度宮古市川井地域バス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第13号	平成２９年度宮古市山口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第14号	平成２９年度宮古市千徳財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第15号	平成２９年度宮古市重茂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第16号	平成２９年度宮古市刈屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第17号	平成２９年度宮古市水道事業会計決算の認定について
認定第18号	平成２９年度宮古市下水道事業会計決算の認定について
議案第１号	平成３０年度宮古市一般会計補正予算（第３号）
議案第２号	平成３０年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）
議案第３号	平成３０年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第４号	平成３０年度宮古市魚市場事業特別会計補正予算（第１号）
議案第５号	宮古市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
議案第６号	宮古市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
議案第７号	宮古市手数料条例の一部を改正する条例
議案第８号	宮古地区広域行政組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

認定第　１　号　平成２９年度宮古市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第　２　号　平成２９年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第　３　号　平成２９年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第　４　号　平成２９年度宮古市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第　５　号　平成２９年度宮古市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第　６　号　平成２９年度宮古市介護保険サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第　７　号　平成２９年度宮古市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第　８　号　平成２９年度宮古市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第　９　号　平成２９年度宮古市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第１０号　平成２９年度宮古市魚市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第１１号　平成２９年度宮古市墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第１２号　平成２９年度宮古市川井地域バス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第１３号　平成２９年度宮古市山口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第１４号　平成２９年度宮古市千徳財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第１５号　平成２９年度宮古市重茂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第１６号　平成２９年度宮古市刈屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

上記決算について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成３０年９月５日提出

宮古市長　山　本　正　徳

認定第１７号　平成２９年度宮古市水道事業会計決算の認定について

認定第１８号　平成２９年度宮古市下水道事業会計決算の認定について

上記決算について、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条第４項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成３０年９月５日提出

宮古市長　山　本　正　徳

議案第１号

平成３０年度宮古市一般会計補正予算（第３号）

平成３０年度宮古市一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，５６１，２７９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４３，５３７，９８４千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加は、「第３表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の変更は、「第４表　地方債補正」による。

平成３０年９月５日提出

宮古市長　山　本　正　徳

第１表　歳入歳出予算補正

１　歳　入

会　計	一般会計			(単位・千円)
款	項	補正前の額	補　正　額	計
9 地方特例交付金		23,000	1,466	24,466
	1 地方特例交付金	23,000	1,466	24,466
10 地方交付税		12,367,276	479,276	12,846,552
	1 地方交付税	12,367,276	479,276	12,846,552
13 使用料及び手数料		428,648	△12,000	416,648
	1 使用料	386,711	△12,000	374,711
14 国庫支出金		5,409,244	42,560	5,451,804
	2 国庫補助金	1,025,386	42,560	1,067,946
15 県支出金		2,699,855	6,000	2,705,855
	1 県負担金	1,085,746	6,000	1,091,746
18 繰入金		5,634,665	140,029	5,774,694
	1 基金繰入金	5,634,665	140,029	5,774,694
19 繰越金		1	1,772,198	1,772,199
	1 繰越金	1	1,772,198	1,772,199
20 諸収入		730,488	650	731,138
	4 雑入	216,876	650	217,526
21 市債		6,249,400	131,100	6,380,500
	1 市債	6,249,400	131,100	6,380,500
補正されなかった款項にかかる額		7,434,128		7,434,128
＊＊　歳　入　合　計　＊＊		40,976,705	2,561,279	43,537,984

２　歳　出

会　計	一般会計			(単位・千円)
款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 総務費		11,003,412	2,134,229	13,137,641
	1 総務管理費	3,708,014	1,536,759	5,244,773
	3 戸籍住民基本台帳費	302,534	1,242	303,776
	7 震災復興費	6,536,817	596,228	7,133,045
3 民生費		9,671,581	8,030	9,679,611
	1 社会福祉費	5,132,953	3,030	5,135,983
	2 児童福祉費	3,140,588	5,000	3,145,588
4 衛生費		2,023,702	1,500	2,025,202
	1 保健衛生費	1,055,688	1,500	1,057,188
5 労働費		64,103	5,700	69,803
	1 労働諸費	64,103	5,700	69,803
6 農林水産業費		1,636,943	243,887	1,880,830
	1 農業費	574,493	7,254	581,747
	2 林業費	230,854	534	231,388
	3 水産業費	831,596	236,099	1,067,695
8 土木費		3,730,653	154,208	3,884,861
	2 道路橋りょう費	2,234,062	154,456	2,388,518
	5 都市計画費	805,774	△248	805,526
10 教育費		3,186,607	13,725	3,200,332
	1 教育総務費	373,873	725	374,598
	2 小学校費	923,229	13,000	936,229
補正されなかった款項にかかる額		9,659,704		9,659,704
＊＊　歳　出　合　計　＊＊		40,976,705	2,561,279	43,537,984

第2表　繰越明許費

（単位・千円）

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	河南高浜線道路整備	73,000
合計			73,000

第3表　債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
（平成３０年度） 国道３４０号休憩施設等整備工事監理業務委託料	平成３１年度	限度額　3,500千円
（平成３０年度） 国道３４０号休憩施設等整備工事費	平成３１年度	限度額　100,000千円
（平成３０年度） 農業近代化資金利子補給	平成３１年度から 平成３５年度まで	融資総額　4,500千円 利子補給限度額　28千円

第4表 地 方 債 補 正

（単位・千円）

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
社会福祉施設整備事業	7,000	1,600	8,600	普通貸借又は証券発行	3.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
消防防災施設整備事業	460,500	△ 19,500	441,000	〃		
過疎対策事業	1,846,600	132,200	1,978,800	普通貸借		
臨時財政対策債	756,000	16,800	772,800	普通貸借又は証券発行		
補正されなかった地方債の額	3,179,300		3,179,300			
計	6,249,400	131,100	6,380,500			

歳 入 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 歳 入

会計	一般会計
款	9 地方特例交付金
項	1 地方特例交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方特例交付金	23,000	1,466	24,466
＊＊ 計 ＊＊	23,000	1,466	24,466

会計	一般会計
款	10 地方交付税
項	1 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方交付税	12,367,276	479,276	12,846,552
＊＊ 計 ＊＊	12,367,276	479,276	12,846,552

会計	一般会計
款	13 使用料及び手数料
項	1 使用料

目	補正前の額	補 正 額	計
6 土木使用料	306,227	△12,000	294,227
＊＊ 計 ＊＊	386,711	△12,000	374,711

会計	一般会計
款	14 国庫支出金
項	2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	71,551	1,242	72,793
6 教育費国庫補助金	25,304	41,318	66,622
＊＊ 計 ＊＊	1,025,386	42,560	1,067,946

会計	一般会計
款	15 県支出金
項	1 県負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
3 農林水産業費県負担金	93,450	6,000	99,450
＊＊ 計 ＊＊	1,085,746	6,000	1,091,746

（単位・千円）

節		説明	
区分	金額		
1 地方特例交付金	1,466	減収補てん特例交付金	1,466

節		説明	
区分	金額		
1 地方交付税	479,276	普通交付税	381,159
		特別交付税	98,117

節		説明	
区分	金額		
4 駅前等駐車場	△12,000	駅前等駐車場使用料	△12,000

節		説明	
区分	金額		
4 社会保障・税番号システム整備	1,242	社会保障・税番号システム整備補助金	1,242
6 へき地児童生徒援助費等	1,970	スクールバス等購入費	1,970
9 学校建設	39,348	重茂中学校特別教室棟改修	22,585
		宮古小学校マルチホール吊り天井改修	11,312
		河南中学校マルチホール吊り天井改修	5,451

節		説明	
区分	金額		
1 地籍調査	6,000	地籍調査費負担金	6,000

1　歳　入

会計	一般会計
款	18 繰入金
項	1 基金繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計
1 財政調整基金繰入	1,324,711	△418,353	906,358
6 産業振興基金繰入	33,055	2,500	35,555
10 東日本大震災復興基金繰入	1,214,238	101,479	1,315,717
11 東日本大震災復興交付金基金繰入	2,677,982	454,403	3,132,385
＊＊　計　＊＊	5,634,665	140,029	5,774,694

会計	一般会計
款	19 繰越金
項	1 繰越金

目	補正前の額	補　正　額	計
1 繰越金	1	1,772,198	1,772,199
＊＊　計　＊＊	1	1,772,198	1,772,199

会計	一般会計
款	20 諸収入
項	4 雑入

目	補正前の額	補　正　額	計
5 雑入	216,872	650	217,522
＊＊　計　＊＊	216,876	650	217,526

会計	一般会計
款	21 市債
項	1 市債

目	補正前の額	補　正　額	計
1 総務債	3,337,200	173,500	3,510,700
2 民生債	152,400	1,600	154,000
7 消防債	531,500	△19,500	512,000
8 教育債	457,900	△41,300	416,600
10 臨時財政対策債	756,000	16,800	772,800
＊＊　計　＊＊	6,249,400	131,100	6,380,500

（単位・千円）

節		説明	
区分	金額		
1 財政調整基金繰入	△418,353	財政調整基金繰入	△418,353
1 産業振興基金繰入	2,500	産業振興基金繰入	2,500
1 東日本大震災復興基金繰入	101,479	東日本大震災復興基金繰入	101,479
1 東日本大震災復興交付金基金繰入	454,403	東日本大震災復興交付金基金繰入	454,403

節		説明	
区分	金額		
1 繰越金	1,772,198	前年度繰越金	1,772,198

節		説明	
区分	金額		
10 雑入	650	駐車場管理納付金	650

節		説明	
区分	金額		
3 地域鉄道	70,000	地域鉄道施設等整備事業債	70,000
8 国道３４０号休憩施設等	103,500	国道３４０号休憩施設等整備事業債	103,500
3 社会福祉施設	1,600	社会福祉施設整備事業債	1,600
1 消防防災施設	△19,500	消防防災施設整備事業債	△19,500
1 学校施設	△41,300	学校教育施設等整備事業債	△41,300
1 臨時財政対策債	16,800	臨時財政対策債	16,800

歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

2 歳 出

会計	一般会計
款	2 総務費
項	1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特定財源 国庫支出金	県支出金	地方債	その他
1 一般管理費	1,395,345	516	1,395,861				
5 財産管理費	337,878	1,347,764	1,685,642				
7 企画費	685,778	70,850	756,628			70,000	
8 地域振興費	171,615	103,500	275,115			103,500	
14 諸費	43,583	14,129	57,712				
＊＊ 計 ＊＊	3,708,014	1,536,759	5,244,773			173,500	

会計	一般会計
款	2 総務費
項	3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特定財源 国庫支出金	県支出金	地方債	その他
1 戸籍住民基本台帳費	302,534	1,242	303,776	1,242			
＊＊ 計 ＊＊	302,534	1,242	303,776	1,242			

会計	一般会計
款	2 総務費
項	7 震災復興費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特定財源 国庫支出金	県支出金	地方債	その他
1 復興総務費	1,018,798	345,228	1,364,026				
2 被災市街地復興事業費	5,340,816	251,000	5,591,816				213,250
＊＊ 計 ＊＊	6,536,817	596,228	7,133,045				213,250

会計	一般会計
款	3 民生費
項	1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特定財源 国庫支出金	県支出金	地方債	その他
1 社会福祉総務費	1,777,863	1,030	1,778,893				
2 社会福祉施設費	28,107	2,000	30,107			1,600	
＊＊ 計 ＊＊	5,132,953	3,030	5,135,983			1,600	

会計	一般会計
款	3 民生費
項	2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特定財源 国庫支出金	県支出金	地方債	その他
1 児童福祉総務費	316,284	5,000	321,284				
＊＊ 計 ＊＊	3,140,588	5,000	3,145,588				

（単位・千円）

内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明	
516	19 負担金補助及び交付金	516	災害見舞金に係る岩手県市長会負担金	516
1,347,764	25 積立金	1,347,764	市勢振興基金積立金	8,914
			市債管理基金積立金	1,293,914
			公共施設等総合管理基金積立金	44,936
850	12 役務費	850	手数料	850
	19 負担金補助及び交付金	70,000	鉄道新駅整備事業補助金	70,000
	13 委託料	3,500	国道３４０号休憩施設等整備工事監理業務委託料	3,500
	15 工事請負費	100,000	国道３４０号休憩施設等整備工事費	100,000
14,129	23 償還金利子及び割引料	14,129	国庫支出金等返還金	14,129
1,363,259				

内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明	
	13 委託料	1,242	住民情報システム改修等委託料	1,242

内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明	
345,228	25 積立金	345,228	東日本大震災復興基金積立金	342,595
			東日本大震災復興交付金基金積立金	2,633
37,750	13 委託料	251,000	鍬ヶ崎・光岸地地区都市再生区画整理事業復興関連業務委託料	251,000
382,978				

内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明	
1,030	19 負担金補助及び交付金	1,030	岩手県沿岸知的障害児施設組合負担金	1,030
400	15 工事請負費	2,000	総合福祉センター改修工事費	2,000
1,430				

内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明	
5,000	13 委託料	5,000	子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査業務委託料	5,000
5,000				

2 歳 出

会計	一般会計
款	4 衛生費
項	1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特定財源 国庫支出金	県支出金	地方債	その他
5 診療所費	27,603	1,500	29,103				
＊＊ 計 ＊＊	1,055,688	1,500	1,057,188				

会計	一般会計
款	5 労働費
項	1 労働諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特定財源 国庫支出金	県支出金	地方債	その他
1 勤労青少年ホーム費	17,106	5,700	22,806				
＊＊ 計 ＊＊	64,103	5,700	69,803				

会計	一般会計
款	6 農林水産業費
項	1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特定財源 国庫支出金	県支出金	地方債	その他
3 農業振興費	208,139	1,254	209,393				1,250
6 国土調査費	178,368	6,000	184,368		6,000		132
＊＊ 計 ＊＊	574,493	7,254	581,747		6,000		1,382

会計	一般会計
款	6 農林水産業費
項	2 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特定財源 国庫支出金	県支出金	地方債	その他
2 林業振興費	128,577	534	129,111				
＊＊ 計 ＊＊	230,854	534	231,388				

会計	一般会計
款	6 農林水産業費
項	3 水産業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特定財源 国庫支出金	県支出金	地方債	その他
1 水産業総務費	125,777	234,849	360,626				210,060
2 水産業振興費	150,046	1,250	151,296				1,250
＊＊ 計 ＊＊	831,596	236,099	1,067,695				211,310

（単位・千円）

内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明	
1,500	15 工事請負費	1,500	授待出張診療所ブロック塀撤去工事費	1,500
1,500				

内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明	
5,700	15 工事請負費	5,700	勤労青少年体育センターブロック塀撤去等工事費	5,700
5,700				

内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明	
4	19 負担金補助及び交付金	1,254	新規就農対策事業補助金	1,250
			農業近代化資金利子補給金	4
△132	7 賃金	1,092	作業員賃金	1,092
	11 需用費	351	消耗品費	351
	13 委託料	4,557	地籍調査業務委託料	4,557
△128				

内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明	
534	19 負担金補助及び交付金	534	森林山村多面的機能発揮対策交付金	534
534				

内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明	
24,789	28 繰出金	234,849	魚市場事業特別会計繰出金	234,849
	19 負担金補助及び交付金	1,250	新規就漁者支援補助金	1,250
24,789				

2 歳 出

会計	一般会計
款	8 土木費
項	2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特定財源 国庫支出金	県支出金	地方債	その他
3 道路新設改良費	1,704,978	154,456	1,859,434				116,800
** 計 **	2,234,062	154,456	2,388,518				116,800

会計	一般会計
款	8 土木費
項	5 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特定財源 国庫支出金	県支出金	地方債	その他
1 都市計画総務費	93,757	△248	93,509				△11,350
** 計 **	805,774	△248	805,526				△11,350

会計	一般会計
款	9 消防費
項	1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特定財源 国庫支出金	県支出金	地方債	その他
4 防災費	521,446		521,446			△19,500	15,640
** 計 **	1,965,427		1,965,427			△19,500	15,640

会計	一般会計
款	10 教育費
項	1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特定財源 国庫支出金	県支出金	地方債	その他
2 事務局費	237,487	725	238,212				
** 計 **	373,873	725	374,598				

会計	一般会計
款	10 教育費
項	2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源 特定財源 国庫支出金	県支出金	地方債	その他
1 学校管理費	550,673	13,000	563,673	11,312		△11,300	
2 教育振興費	266,952		266,952	1,970		△2,000	
** 計 **	923,229	13,000	936,229	13,282		△13,300	

（単位・千円）

内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明	
37,656	8 報償費	318	講師等謝礼金	318
	9 旅費	138	費用弁償	138
	13 委託料	8,000	市道末広町線整備基本計画策定業務委託料	8,000
	15 工事請負費	146,000	河南高浜線道路整備工事費	146,000
37,656				

内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明	
11,102	11 需用費	177	消耗品費	100
			光熱水費	77
	13 委託料	228	宮古駅前広場等清掃委託料	174
			宮古駅前広場喫煙所空気清浄器保守点検業務委託料	54
	14 使用料及び賃借料	△2,553	機械器具等賃借料	△2,553
	15 工事請負費	1,900	宮古駅前広場喫煙所整備工事費	1,900
11,102				

内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明
3,860			（財源補正）
3,860			

内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明	
725	19 負担金補助及び交付金	725	田老第三小学校閉校記念事業補助金	300
			田老地区小学校統合用学用品等購入費補助金	425
725				

内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明	
12,988	15 工事請負費	13,000	小学校ブロック塀撤去等工事費	13,000
30			（財源補正）	
13,018				

2 歳 出

会計	一般会計
款	10 教育費
項	3 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源			
				特定財源			
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他
1 学校管理費	264,939		264,939	5,451		△5,400	
3 学校建設費	114,285		114,285	22,585		△22,600	
** 計 **	590,733		590,733	28,036		△28,000	

(単位・千円)

内訳	節		説明
一般財源	区分	金額	
△51			(財源補正)
15			(財源補正)
△36			

（参　考）

平成30年度繰越明許費繰越調書

（単位・千円）

科目 款	科目 項	科目 目	科目 節	事業名	歳出予算額	年度内支出（見込）額	不用額	翌年度繰越額	左の財源内訳 既収入特定財源	左の財源内訳 未収入特定財源 国県支出金	左の財源内訳 未収入特定財源 地方債	左の財源内訳 未収入特定財源 その他	左の財源内訳 一般財源
8 土木費	2 道路橋りょう費	3 道路新設改良費	4 共済費	河南高浜線道路整備	1,199	1,199							
			7 賃金		7,593	7,593							
			11 需用費		982	982							
			12 役務費		3	3							
			13 委託料		9,540	9,540						58,400	14,600
			14 使用料及び賃借料		257	257							
			15 工事請負費		146,000	73,000		73,000					
			17 公有財産購入費		45,000	45,000							
			22 補償補填及び賠償金		2,500	2,500							
計					213,074	150,853		73,000				58,400	14,600

付　表　債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追　加

事　　項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
	千円	平成年度	千円	平成年度	千円	千円	千円	千円	千円
（平成３０年度）国道３４０号休憩施設等整備工事監理業務委託料	限度額 3,500			31	3,500		3,500		
（平成３０年度）国道３４０号休憩施設等整備工事費	限度額 100,000			31	100,000		100,000		
（平成３０年度）農業近代化資金利子補給	利子補給限度額 28			31～35	28				28

付表　地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書

（単位・千円）

区分	前前年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込				当該年度末現在高見込		
			当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額	既定額	補正額	計
			既定額	補正額	計				
1. 普通債	23,611,495	26,625,001	5,270,700	114,300	5,385,000	1,924,512	29,971,189	114,300	30,085,489
(2) 民生債	416,277	402,053	25,300	1,600	26,900	38,801	388,552	1,600	390,152
(8) 消防債	1,544,563	1,799,501	460,500	△ 19,500	441,000	94,456	2,165,545	△ 19,500	2,146,045
(11) 過疎対策事業債	5,412,911	6,910,244	1,846,600	132,200	1,978,800	340,512	8,416,332	132,200	8,548,532
4. その他	11,654,921	11,490,247	756,000	16,800	772,800	922,239	11,324,008	16,800	11,340,808
(3) 臨時財政対策債	11,379,872	11,294,128	756,000	16,800	772,800	871,661	11,178,467	16,800	11,195,267
補正されなかった区分に係る額	758,219	1,298,733	222,700		222,700	92,789	1,428,644		1,428,644
合計	36,024,635	39,413,981	6,249,400	131,100	6,380,500	2,939,540	42,723,841	131,100	42,854,941
※うち合併特例債	6,002,102	8,168,296	2,747,300		2,747,300	368,963	10,546,633		10,546,633

議案第２号

平成３０年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）

平成３０年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１８，５２４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，６２９，５８７千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成３０年９月５日提出

宮古市長　山　本　正　徳

第１表　歳入歳出予算補正

１　歳　入

会　計	国民健康保険事業勘定特別会計			(単位・千円)
款	項	補正前の額	補　正　額	計
6 繰越金		1	18,524	18,525
	1 繰越金	1	18,524	18,525
補正されなかった款項にかかる額		6,611,062		6,611,062
＊＊　歳　入　合　計　＊＊		6,611,063	18,524	6,629,587

２　歳　出

会　計	国民健康保険事業勘定特別会計			(単位・千円)
款	項	補正前の額	補　正　額	計
6 基金積立金		1	3,595	3,596
	1 基金積立金	1	3,595	3,596
8 諸支出金		101,817	14,929	116,746
	1 償還金及び還付加算金	5,636	14,929	20,565
補正されなかった款項にかかる額		6,509,245		6,509,245
＊＊　歳　出　合　計　＊＊		6,611,063	18,524	6,629,587

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計	国民健康保険事業勘定特別会計
款	6 繰越金
項	1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	1	18,524	18,525
＊＊ 計 ＊＊	1	18,524	18,525

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計	国民健康保険事業勘定特別会計
款	6 基金積立金
項	1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
				特定財源			
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他
1 財政調整基金積立金	1	3,595	3,596				3,595
＊＊ 計 ＊＊	1	3,595	3,596				3,595

会計	国民健康保険事業勘定特別会計
款	8 諸支出金
項	1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
				特定財源			
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他
3 償還金	367	14,929	15,296				14,929
＊＊ 計 ＊＊	5,636	14,929	20,565				14,929

（単位・千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
1 繰越金	18,524	前年度繰越金　18,524

（単位・千円）

内　訳	節		説　　明
一　般 財　源	区　　分	金　額	
	25 積立金	3,595	財政調整基金積立金　3,595

内　訳	節		説　　明
一　般 財　源	区　　分	金　額	
	23 償還金利子及び割引料	14,929	国庫支出金等返還金　14,929

議案第３号

平成３０年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

平成３０年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３６６，４５４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７，４５７，３７９千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成３０年９月５日提出

宮古市長　山　本　正　徳

第１表　歳入歳出予算補正

1　歳　入

会　計	介護保険事業特別会計			(単位・千円)
款	項	補正前の額	補　正　額	計
5 支払基金交付金		1,811,564	1,780	1,813,344
	1 支払基金交付金	1,811,564	1,780	1,813,344
9 繰越金		1	364,674	364,675
	1 繰越金	1	364,674	364,675
補正されなかった款項にかかる額		5,279,360		5,279,360
＊＊　歳　入　合　計　＊＊		7,090,925	366,454	7,457,379

2　歳　出

会　計	介護保険事業特別会計			(単位・千円)
款	項	補正前の額	補　正　額	計
6 基金積立金		162	294,733	294,895
	1 基金積立金	162	294,733	294,895
8 諸支出金		2,051	71,721	73,772
	1 諸支出金	2,051	71,721	73,772
補正されなかった款項にかかる額		7,088,712		7,088,712
＊＊　歳　出　合　計　＊＊		7,090,925	366,454	7,457,379

歳 入 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 歳 入

会計	介護保険事業特別会計
款	5 支払基金交付金
項	1 支払基金交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 地域支援事業交付金	17,036	1,780	18,816
＊＊ 計 ＊＊	1,811,564	1,780	1,813,344

会計	介護保険事業特別会計
款	9 繰越金
項	1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	1	364,674	364,675
＊＊ 計 ＊＊	1	364,674	364,675

歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

2 歳 出

会計	介護保険事業特別会計
款	6 基金積立金
項	1 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源			
				特定財源			
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他
1 財政調整基金積立金	162	294,733	294,895				294,733
＊＊ 計 ＊＊	162	294,733	294,895				294,733

会計	介護保険事業特別会計
款	8 諸支出金
項	1 諸支出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源			
				特定財源			
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他
2 償還金	1	71,721	71,722				71,721
＊＊ 計 ＊＊	2,051	71,721	73,772				71,721

（単位・千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
2 過年度分	1,780	過年度分　1,780

節		説　　明
区　　分	金　額	
1 繰越金	364,674	前年度繰越金　364,674

（単位・千円）

内　訳	節		説　　明
一　般 財　源	区　　分	金　額	
	25 積立金	294,733	財政調整基金積立金　294,733

内　訳	節		説　　明
一　般 財　源	区　　分	金　額	
	23 償還金利子及び割引料	71,721	国庫支出金等返還金　71,721

議案第４号

平成３０年度宮古市魚市場事業特別会計補正予算（第１号）

平成３０年度宮古市魚市場事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

平成３０年９月５日提出

宮古市長　山　本　正　徳

第１表　歳入歳出予算補正

１　歳　入

会　計	魚市場事業特別会計			(単位・千円)
款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 繰入金		38,515	234,849	273,364
	1 他会計繰入金	38,515	234,849	273,364
3 繰越金		1	51	52
	1 繰越金	1	51	52
5 県支出金		88,500	△88,500	
	1 県補助金	88,500	△88,500	
6 市債		177,000	△146,400	30,600
	1 市債	177,000	△146,400	30,600
補正されなかった款項にかかる額		25,758		25,758
＊＊　歳　入　合　計　＊＊		329,774		329,774

２　歳　出

会　計	魚市場事業特別会計			(単位・千円)
款	項	補正前の額	補　正　額	計
補正されなかった款項にかかる額		329,774		329,774
＊＊　歳　出　合　計　＊＊		329,774		329,774

第2表　地　方　債　補　正

（単位・千円）

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
魚市場整備事業	177,000	△ 146,400	30,600	普通貸借又は証券発行	3.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
計	177,000	△ 146,400	30,600			

歳 入 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 歳 入

会計	魚市場事業特別会計
款	2 繰入金
項	1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	38,515	234,849	273,364
＊＊ 計 ＊＊	38,515	234,849	273,364

会計	魚市場事業特別会計
款	3 繰越金
項	1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	1	51	52
＊＊ 計 ＊＊	1	51	52

会計	魚市場事業特別会計
款	5 県支出金
項	1 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 市場整備事業費県補助金	88,500	△88,500	
＊＊ 計 ＊＊	88,500	△88,500	

会計	魚市場事業特別会計
款	6 市債
項	1 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
1 市場整備事業債	177,000	△146,400	30,600
＊＊ 計 ＊＊	177,000	△146,400	30,600

歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

2 歳 出

会計	魚市場事業特別会計
款	1 市場事業費
項	2 市場整備費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源			
				特定財源			
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他
1 市場整備費	265,500		265,500		△88,500	△146,400	234,900
＊＊ 計 ＊＊	265,500		265,500		△88,500	△146,400	234,900

（単位・千円）

節		説　　明
区　　分	金　額	
1 一般会計繰入金	234,849	一般会計繰入金　234,849

節		説　　明
区　　分	金　額	
1 繰越金	51	前年度繰越金　51

節		説　　明
区　　分	金　額	
1 浜の活力再生交付金	△88,500	浜の活力再生交付金　△88,500

節		説　　明
区　　分	金　額	
1 市場整備事業債	△146,400	市場整備事業債　△146,400

（単位・千円）

内　訳	節		説　　明
一般財源	区　　分	金　額	
			（財源補正）

付表　地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位・千円)

区分	前前年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込				当該年度末現在高見込		
			当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額	既定額	補正額	計
			既定額	補正額	計				
1. 魚市場整備事業債	529,312	500,845	177,000	△ 146,400	30,600	41,699	636,146	△ 146,400	489,746
補正されなかった区分に係る額	37,595	33,786				3,849	29,937		29,937
合計	566,907	534,631	177,000	△ 146,400	30,600	45,548	666,083	△ 146,400	519,683

議案第５号

宮古市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

宮古市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２５年宮古市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（地域密着型サービス事業者の指定） 第３条　〔略〕 ２　法第７８条の２第４項第１号（法第７８条の１２において読み替えて準用する法第７０条の２第４項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、法人である者又は病床を有する診療所を開設している者（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。）第１７条の１２に規定する看護小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。	（地域密着型サービス事業者の指定） 第３条　〔略〕 ２　法第７８条の２第４項第１号（法第７８条の１２において読み替えて準用する法第７０条の２第４項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、法人である者とする。
（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護） 第６条　前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。 (1) 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者（施行規則第２２条の２３第１項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。） (2)～(4)　〔略〕	（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護） 第６条　前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。 (1) 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。） (2)～(4)　〔略〕
（従業者の員数） 第７条　〔略〕 ２　オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年岩手県条例第７４号。以下	（従業者の員数） 第７条　〔略〕 ２　オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年岩手県条例第７４号。以下「指

「指定居宅サービス等基準」という。）第６条の規定に基づき置かれるサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に１年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、３年以上）従事した経験を有する者をもって充てることができる。

３～１２　〔略〕

（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）

第１７条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第６５条の４各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第８条第２４項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

（指定夜間対応型訪問介護）

第４７条　前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、当該利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者（施行規則第２２条の２３第１項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）をいう。以下この章において同じ。）の訪問の要否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第１項第１号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に

定居宅サービス等基準」という。）第６条のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に１年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、３年以上）従事した経験を有する者をもって充てることができる。

３～１２　〔略〕

（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）

第１７条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。）第６５条の４各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第８条第２４項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

（指定夜間対応型訪問介護）

第４７条　前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、当該利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）の訪問の要否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第１項第１号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供

対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。	するものとする。
2　〔略〕	2　〔略〕
（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針）	（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針）
第６０条の９　指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。	第６０条の９　指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
(1)～(3)　〔略〕	(1)～(3)　〔略〕
(4)　地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。	(4)　指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
(5)　〔略〕	(5)　〔略〕
(6)　指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。特に、認知症（法第５条の２第１項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。	(6)　指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。特に、認知症（法第５条の２に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。
（地域密着型通所介護計画の作成）	（地域密着型通所介護計画の作成）
第６０条の１０　〔略〕	第６０条の１０　〔略〕
２～４　〔略〕	２～４　〔略〕
５　地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。	５　指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。
（準用）	（準用）
第６０条の４０　第１０条から第１４条まで、第１６条から第１９条まで、第２１条、第２３条、第２９条、第３５条から第３９条まで、第４２条、第５４条、第６０条の２、第６０条の４、第６０条の５第４項及び第４節（第６０条の２０を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第６０条の１２に規定する運営規程をいう。第３５条において同じ。）」と、「定期巡回・	第６０条の４０　第１０条から第１４条まで、第１６条から第１９条まで、第２１条、第２３条、第２９条、第３５条から第３９条まで、第４２条、第５４条及び第６０条の２、第６０条の４、第６０条の５第４項並びに第４節（第６０条の２０を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第６０条の１２に規定する運営規程をいう。第３５条において同じ。）」と、「定期

随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第３５条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第６０条の５第４項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第１項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第６０条の９第４号、第６０条の１０第５項及び第６０条の１３第３項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第６０条の１９第２項第３号中「次条において準用する第２１条第２項」とあるのは「第２１条第２項」と、同項第４号中「次条において準用する第２９条」とあるのは「第２９条」と、同項第５号中「次条において準用する第３９条第２項」とあるのは「第３９条第２項」と読み替えるものとする。

（管理者）

第８４条　〔略〕

２　〔略〕

３　前２項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第２０条の２の２に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第１９３条第３項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。次条、第１１２条第２項、第１１３条、第１９３条第３項及び第１９４条において同じ。）として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第１５２条　〔略〕

巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第３５条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第６０条の５第４項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第１項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第６０条の９第４号、第６０条の１０第５項及び第６０条の１３第３項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第６０条の１９第２項第３号中「次条において準用する第２１条第２項」とあるのは「第２１条第２項」と、同項第４号中「次条において準用する第２９条」とあるのは「第２９条」と、同項第５号中「次条において準用する第３９条第２項」とあるのは「第２９条第２項」と読み替えるものとする。

（管理者）

第８４条　〔略〕

２　〔略〕

３　前２項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第２０条の２の２に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第１９３条第２項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。次条、第１１２条第２項、第１１３条、第１９３条第２項及び第１９４条において同じ。）として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第１５２条　〔略〕

２～１１　〔略〕	２～１１　〔略〕
１２　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成２４年岩手県条例第７８号）第１３０条に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	１２　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成２４年岩手県条例第７８号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第１３０条第１項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
１３　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第１００条に規定する指定通所介護事業所をいう。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第６条第１項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	１３　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第１００条第１項に規定する指定通所介護事業所をいう。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第６条第１項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
１４～１７　〔略〕	１４～１７　〔略〕
第１９１条　指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第１７条の１２に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第６４条に規定する訪問看護の基本方針及び第８２条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。	第１９１条　指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第１７条の１０に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第６４条に規定する訪問看護の基本方針及び第８２条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

備考　改正部分は、下線の部分である。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

平成３０年９月５日提出

宮古市長　山　本　正　徳

理由

介護保険法等関係法令の改正に伴い、地域密着型サービス事業者として指定することができる者及び指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のサービスを提供できる訪問介護員等の基準等を改めるとともに、所要の整備をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第６号

宮古市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

宮古市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成２５年宮古市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第５条　指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（法第５条の２第１項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。第７１条において同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 （管理者） 第４６条　〔略〕 ２　〔略〕 ３　前２項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第２０条の２の２に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第１９３条第３項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。次条、第７３条第２項及び第７４条において同じ。）として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	第５条　指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（法第５条の２に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。第７１条において同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 （管理者） 第４６条　〔略〕 ２　〔略〕 ３　前２項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第２０条の２の２に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第１９３条第２項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。次条、第７３条第２項及び第７４条において同じ。）として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
備考　改正部分は、下線の部分である。	

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

平成３０年９月５日提出

宮古市長　山　本　正　徳

理由

介護保険法の改正に伴い、所要の改正等をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第７号

宮古市手数料条例の一部を改正する条例

宮古市手数料条例（平成１７年宮古市条例第７９号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>事務</th><th>名称</th><th>金額</th></tr>
<tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr>
<tr><td colspan="3">１１　〔略〕</td></tr>
<tr><td>１１の２　建築基準法第４３条第２項第１号の規定に基づく建築物の接道規制に関する特例の認定の申請に対する審査</td><td>建築物の接道規制に関する特例認定申請手数料</td><td>２万７，０００円</td></tr>
<tr><td colspan="3">１２　〔略〕</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr>
</table>
備考　〔略〕
</td><td>
別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>事務</th><th>名称</th><th>金額</th></tr>
<tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr>
<tr><td colspan="3">１１　〔略〕</td></tr>
<tr><td colspan="3">１２　〔略〕</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr>
</table>
備考　〔略〕
</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　改正部分は、下線の部分である。</td></tr>
</table>

附　則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成３０年法律第６７号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

平成３０年９月５日提出

宮古市長　山　本　正　徳

理由

建築基準法の改正により、建築物の接道規制の適用除外に係る手続が合理化され、市が建築物の接道規制に係る特例認定の申請に関する審査事務を行うこととなることに伴い、当該申請に係る手数料の額を定めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第８号

宮古地区広域行政組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

宮古地区広域行政組合規約の一部を別紙のとおり変更することに関し、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第２項の規定により協議するため、同法第２９０条の規定により、議会の議決を求める。

平成３０年９月５日提出

宮古市長　山　本　正　徳

理由

宮古市役所が移転することに伴い、宮古地区広域行政組合規約の一部を変更することについて、関係団体と協議しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

別紙

宮古地区広域行政組合規約の一部を変更する規約

宮古地区広域行政組合規約（昭和４８年岩手県指令地第１１０号）の一部を次のように変更する。

変更後	変更前
（事務所の位置） 第４条　組合の事務所は、宮古市宮町一丁目１番３０号宮古市役所内に置く。	（事務所の位置） 第４条　組合の事務所は、宮古市新川町２番１号宮古市役所内に置く。
備考　変更部分は、下線の部分である。	

附　則

この規約は、平成３０年１０月１日から施行する。

補正予算資料

平成30年度一般会計補正予算第3号 歳出内訳

（単位：千円）

款項目	事業名		事業費	財源内訳					震災復興特別交付税	備考
				国庫	県費	地方債	その他	一般財源		
2、1、1 一般管理費	災害見舞金に係る岩手県市長会負担金	現計予算								
		補正額	516					516		
		補正後	516					516		
補正額計			516					516		
2、1、5 財産管理費	市勢振興基金積立金	現計予算	120,014				120,014			基金利子、寄附金
		補正額	8,914					8,914		
		補正後	128,928				120,014	8,914		
	市債管理基金積立金	現計予算	21,866		20,301		1,565			基金利子
		補正額	1,293,914					1,293,914		
		補正後	1,315,780		20,301		1,565	1,293,914		
	公共施設等総合管理基金積立金	現計予算	100				100			基金利子
		補正額	44,936					44,936		
		補正後	45,036				100	44,936		
補正額計			1,347,764					1,347,764		
2、1、7 企画費	新駅整備事業	現計予算	500,000			500,000				
		補正額	70,000			70,000				
		補正後	570,000			570,000				
	企画調整費	現計予算	130,011			10,700		119,311		
	（旧宮古警察署取得検討）	補正額	850					850		
		補正後	130,861			10,700		120,161		
補正額計			70,850			70,000		850		
2、1、8 地域振興費	国道340号休憩施設等整備事業	現計予算	10,100			10,100				
		補正額	103,500			103,500				
		補正後	113,600			113,600				
補正額計			103,500			103,500				
2、1、14 諸費	国庫支出金等返還金	現計予算								
	（保育所等整備交付金等）	補正額	6,539					6,539		
		補正後	6,539					6,539		
	国庫支出金等返還金	現計予算								
	【震災対応分】	補正額	7,590					7,590		
	（被災者支援総合交付金）	補正後	7,590					7,590		
補正額計			14,129					14,129		

款項目	事業名		事業費	財源内訳					震災復興特別交付税	備考
				国庫	県費	地方債	その他	一般財源		
2、3、1	住民情報システム管理運用事業	現計予算	185,102	1,698				183,404		
戸籍住民	(社会保障・税番号制度に係るシステム	補正額	1,242	1,242						
基本台帳費	改修)	補正後	186,344	2,940				183,404		
補正額計			1,242	1,242						
2、7、1	東日本大震災復興基金積立金	現計予算	3,104				3,104			基金利子
復興総務費	【震災対応分】	補正額	342,595					342,595		
		補正後	345,699				3,104	342,595		
	東日本大震災復興交付金基金積立金	現計予算	150				150			基金利子
	【震災対応分】	補正額	2,633					2,633		
		補正後	2,783				150	2,633		
補正額計			345,228					345,228		
2、7、2	鍛ヶ崎・光岸地地区都市再生区画整理	現計予算	448,033				357,233	90,800	90,800	復興交付金、復興基金、諸収入
被災市街地復興	事業	補正額	251,000				213,250	37,750	37,750	復興交付金、復興基金
事業費	【震災対応分】	補正後	699,033				570,483	128,550	128,550	
補正額計			251,000				213,250	37,750	37,750	
3、1、1	障害者福祉一般事業	現計予算	61,556		1,780			59,776		
社会福祉総務費	(岩手県沿岸知的障害児施設組合負担金)	補正額	1,030					1,030		
		補正後	62,586		1,780			60,806		
補正額計			1,030					1,030		
3、1、2	社会福祉施設管理事業	現計予算	28,107			7,000	91	21,016		使用料等、諸収入
社会福祉施設費	(総合福祉センター改修)	補正額	2,000			1,600		400		
		補正後	30,107			8,600	91	21,416		
補正額計			2,000			1,600		400		
3、2、1	児童福祉一般事業	現計予算	56,615	1,278	1,271			54,066		
児童福祉総務費	(第2期宮古市子ども・子育て支援事業	補正額	5,000					5,000		
	計画策定に係るニーズ調査)	補正後	61,615	1,278	1,271			59,066		
補正額計			5,000					5,000		
4、1、5	診療所運営事業	現計予算	27,603		600		11,592	15,411		使用料等
診療所費	(摂待出張診療所ブロック塀撤去)	補正額	1,500					1,500		
		補正後	29,103		600		11,592	16,911		
補正額計			1,500					1,500		
5、1、1	勤労青少年ホーム運営事業	現計予算	17,106					17,106		
勤労青少年ホーム費	(勤労青少年体育センターブロック塀	補正額	5,700					5,700		
	撤去等)	補正後	22,806					22,806		
補正額計			5,700					5,700		

款項目	事業名		事業費	財源内訳					震災復興特別交付税	備考
				国庫	県費	地方債	その他	一般財源		
6、1、3	新規就農対策事業	現計予算	2,325				2,325			産業振興基金
農業振興費		補正額	1,250				1,250			産業振興基金
		補正後	3,575				3,575			
	農業振興一般事業	現計予算	13,719		196		240	13,283		使用料等、基金利子
	(農業近代化資金利子補給金)	補正額	4					4		
		補正後	13,723		196		240	13,287		
補正額計			1,254				1,250	4		
6、1、6	国土調査事業	現計予算	178,368		93,450		1,726	83,192	28,975	使用料等、復興基金
国土調査費	【震災対応分】	補正額	6,000		6,000		132	△ 132	2,518	復興基金
		補正後	184,368		99,450		1,858	83,060	31,493	
補正額計			6,000		6,000		132	△ 132	2,518	
6、2、2	林業振興一般事業	現計予算	37,107		3,675		2,365	31,067		産業振興基金
林業振興費	(森林多面的機能発揮対策交付金)	補正額	534					534		
		補正後	37,641		3,675		2,365	31,601		
補正額計			534					534		
6、3、1	魚市場事業特別会計繰出金	現計予算								
水産業総務費	(魚市場既設棟改修)	補正額	234,849				210,060	24,789	24,789	復興交付金、復興基金
	【震災対応分】	補正後	234,849				210,060	24,789	24,789	
補正額計			234,849				210,060	24,789	24,789	
6、3、2	水産業担い手育成対策事業	現計予算	23,382				23,365	17		産業振興基金
水産業振興費		補正額	1,250				1,250			産業振興基金
		補正後	24,632				24,615	17		
補正額計			1,250				1,250			
8、2、3	河南高浜線道路整備事業	現計予算	67,074				53,659	13,415	13,415	復興交付金
道路新設改良費	【震災対応分】	補正額	146,000				116,800	29,200	29,200	復興交付金
		補正後	213,074				170,459	42,615	42,615	
	市道末広町線無電柱化推進事業	現計予算								
		補正額	8,456					8,456		
		補正後	8,456					8,456		
補正額計			154,456				116,800	37,656	29,200	
8、5、1	都市計画施設維持管理事業	現計予算	20,535				20,535			使用料、諸収入
都市計画総務費	(市営駐車場管制装置買借料、財源補正)	補正額	△ 2,553				△ 11,350	8,797		使用料、諸収入
		補正後	17,982				9,185	8,797		
	宮古駅前広場喫煙所整備事業	現計予算								
		補正額	2,305					2,305		
		補正後	2,305					2,305		
補正額計			△ 248				△ 11,350	11,102		

款項目	事業名		事業費	財源内訳 国庫	県費	地方債	その他	一般財源	震災復興特別交付税	備考
9、1、4 防災費	津波避難路等整備事業	現計予算	28,500			28,500				
	【震災対応分】	補正額				△ 19,500	15,640	3,860	3,860	復興交付金、復興基金
	(財源補正)	補正後	28,500			9,000	15,640	3,860	3,860	
補正額計						△ 19,500	15,640	3,860	3,860	
10、1、2 事務局費	教育委員会事務局費	現計予算	156,442					156,442		
	(田老第三小学校閉校記念事業補助等)	補正額	725					725		
		補正後	157,167					157,167		
補正額計			725					725		
10、2、1 学校管理費	小学校維持管理事業	現計予算	371,132			183,900	3,176	184,056		財産貸付収入、基金利子、諸収入
	(小学校ブロック塀撤去等、財源補正)	補正額	13,000	11,312		△ 11,300		12,988		
		補正後	384,132	11,312		172,600	3,176	197,044		
補正額計			13,000	11,312		△ 11,300		12,988		
10、2、2 教育振興費	児童通学委託等事業	現計予算	89,258			7,800		81,458		
	(財源補正)	補正額		1,970		△ 2,000		30		
		補正後	89,258	1,970		5,800		81,488		
補正額計				1,970		△ 2,000		30		
10、3、1 学校管理費	中学校維持管理	現計予算	157,232			64,200	407	92,625		財産貸付収入
	(財源補正)	補正額		5,451		△ 5,400		△ 51		
		補正後	157,232	5,451		58,800	407	92,574		
補正額計				5,451		△ 5,400		△ 51		
10、3、3 学校建設費	重茂中学校特別教室棟改築	現計予算	106,635			104,700		1,935		
	(財源補正)	補正額		22,585		△ 22,600		15		
		補正後	106,635	22,585		82,100		1,950		
補正額計				22,585		△ 22,600		15		
補正額 合計			2,561,279	42,560	6,000	114,300	547,032	1,851,387	98,117	

(摘要) 備考欄は、財源内訳の「その他」の内容である。

使用料	△12,000
産業振興基金	2,500
復興基金(取崩型)	100,000
復興基金(現年災)	1,479
復興交付金基金	454,403
諸収入	650